

様式第4号（第5条関係）

変更契約調書													
契約の相手方及び住所	三重県鳥羽市鳥羽二丁目16番17号 シンザン建設有限会社 代表取締役 川木由美子												
工事名	安楽島町外8町量水器取替工事												
工事場所	鳥羽市 安楽島町外8町 地内												
工事種別	水道工事												
変更工事概要	量水器取替工 N=1式 大明西町・大明東町・安楽島町・高丘町・船津町・若杉町・ 河内町・岩倉町・松尾町 <table> <tbody> <tr><td>φ 13</td><td>N=126基</td></tr> <tr><td>φ 20</td><td>N=31基</td></tr> <tr><td>φ 25</td><td>N=14基</td></tr> <tr><td>φ 40</td><td>N=16基</td></tr> <tr><td>φ 50</td><td>N=17基</td></tr> <tr><td>φ 100</td><td>N=2基</td></tr> </tbody> </table>	φ 13	N=126基	φ 20	N=31基	φ 25	N=14基	φ 40	N=16基	φ 50	N=17基	φ 100	N=2基
φ 13	N=126基												
φ 20	N=31基												
φ 25	N=14基												
φ 40	N=16基												
φ 50	N=17基												
φ 100	N=2基												
当初契約年月日	令和7年7月22日												
変更契約年月日	令和7年11月14日												
当初工事期間	令和7年7月22日～令和7年12月19日												
変更後工事期間	令和7年7月22日～令和7年12月19日												
当初契約金額	1,936,000円(税込み)												
変更金額	99,000円(税込み)												
変更後の契約金額	2,035,000円(税込み)												
変更契約理由	当初設計に基づき、工事施工中のところ下記理由により変更するものとする。 メーターから受水槽までの距離が長い箇所においては、戻り水が多くポンプで吸い上げる必要があったため、水替えを増工とする。 河内町 取替No.16 の箇所において、メーターを取り外し新しく設置する際に、二次側のナットとパッキンを取付ける幅が無く接続が出来なかつたため、再配管費用を増工とする。 尚、その他諸数量の移動については、上記理由によるものである。												